



武雄市公示第46号

武雄市文化会館 解体第1期（その2）工事について、建設工事共同企業体による指名競争入札を執行するので、武雄市建設工事共同企業体取扱要領（平成18年武雄市訓令第27号）第8条の規定により次のとおり公示します。

令和6年6月28日

武雄市長 小松



1. 工事に関する事項

- (1) 工事名 武雄市文化会館 解体第1期（その2）工事
- (2) 工事場所 武雄市武雄町大字武雄 5538 番地1
- (3) 工事概要 解体工事
 - ・小ホール棟 SRC造 地上4階 地下1階 延床面積 A=2985m²
 - アスベスト撤去含む
- (4) 予定工期 契約締結の日から令和7年1月31日まで

2. 共同企業体に関する事項

- (1) 構成員の資格要件（公示日時点において、資格要件を有するものに限る。）として、すべての構成員が次の各号の資格要件を満たすものとする。
 - ①武雄市建設工事入札参加者の資格に関する規則第3条の要件を備えた者であること。
 - ②佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第3項により、令和5・6年度における解体工事の登録の決定を受けた者であること。
 - ③武雄市内に建設業法第3条に建設業法に基づく建設業の許可を受けた主たる営業所（本社）を有する者であること。
 - ④建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任（監理）技術者を施工現場に専任で配置できること。
 - ⑤この公示の日から入札参加申請書提出期限の日までの間に武雄市建設工事の請負に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていないこと。
 - ⑥武雄市が令和6年度に発注した「委文第3号 武雄市文化会館 解体第1期（その1）工事」を受注していないこと。
- (2) 構成員のうち共同企業体の代表者となる者は、次の要件を満たすものとする。

佐賀県建設業者施行能力等級表における解体工事の総合点数が構成員中最大であること。
- (3) 構成員の数
2者又は3者とする。

(4) 出資比率

構成員の数ごとに次のとおりとする。ただし、いずれの場合でも、代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

- ・ 2者 全ての構成員が 30%以上の出資比率であること。
- ・ 3者 全ての構成員が 20%以上の出資比率であること。

(5) 存続期間

①当該工事の契約相手方となった者

当該工事に係る請負契約の履行後 3 箇月を経過する日まで

②当該工事の契約相手方とならなかった者

当該工事に係る請負契約の相手方が確定する日まで

3. 入札参加申請書及び提出資料

- (1) 資格審査申請書（共同企業体）
 - (2) 建設共同企業体協定書
 - (3) 共同企業体編成表
- } (1) ~ (3) 袋綴じ
- (4) 配置予定技術者調書【保険証及び監理技術者の資格証明書の写し】
 - (5) 配置予定技術者に係る施工実績を証する書類
 - ・ 工事請負契約書
 - ・ 財団法人日本建設情報総合センターが発行した登録内容確認書（コリンズ）

4. 提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限 令和 6 年 7 月 5 日（金）15 時まで
- (2) 提出場所 武雄市財政課契約検査係

5. 指名業者の決定

- (1) 提出資料の審査結果を基に、本市の指名基準により武雄市建設工事入札参加者資格審査委員会において指名業者を決定する。
- (2) 指名した者に対しては、電子入札システムにおいて指名入札の通知を行う。
- (3) 指名されなかった者に対しては、非指名通知書によりその理由を通知する。

6. 問い合わせ先

武雄市財政課契約検査係 電話 0954 (23) 9320